

第1編 法学

第1章 法学

第1. 法学一般

1 法の分類方法

法の分類方法は、その内容や存在形式などにより、様々なものがある。

(1) 公法と私法

公法	国や地方公共団体と私人との関係を規律するもの 例:憲法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法
私法	私人間の関係を規律するもの 例:民法、商法

もともと、社会が高度化し複雑に発展してきたことから、現代においては国や地方公共団体とは別に権力を有するものが出現してきた。そのため、「公法と私法」といった従来の二分論では不十分であると言われるようになってきた。

そこで、新たに「社会法」という分類が加わるようになった。

社会法	公法と私法の間領域の法として認められるようになったもの 例:労働法(労働基準法や労働組合法など)、経済法(独占禁止法など)
-----	--

(2) 成文法と不文法

成文法 (制定法)	立法機関によって制定された法規で、文章の形式により表現されたもの 法的安定性がある反面、一度制定されると固定化される傾向がある
不文法	文章の形式により表現されていないもの 例:イギリス憲法、慣習法※1、判例法※2

※1 「慣習法」とは、慣習に基づいて成立する法のことをいう。商法では、商慣習法に対して、制定法である民法よりも優先する効力が認められている(商法1条2項)。これに対して、刑法では、罪刑法定主義より、慣習法により犯罪や刑罰を定めることが禁止されている。

※2 「判例法」とは、裁判所が過去に下した裁判(判例)が法としての効力を持つに至ったものをいう。